

## 第 22 回日本看護医療学会学術集会企画委員会会則

### 第 1 章 総 則

第 1 条 本会は、第 22 回日本看護医療学会学術集会企画委員会と称する。英文名は、22nd Annual Meeting of Japan Society of Nursing and Health Care Planning Board と称し、略称は、22JSNHCPB とする。

2 本会の設立年月日は、2017 年 9 月 23 日とする。

(事務局)

第 2 条 本会の所在地は、兵庫県神戸市須磨区友が丘 7-10-2 神戸大学大学院保健学研究科とする。

(目的)

第 3 条 本会は、第 22 回日本看護医療学会学術集会 (22nd Annual Meeting of Japan Society of Nursing and Health Care : 22JSNHC) の企画・運営・事後処理を目的とする。

(事業)

第 4 条 本会は、前条の目的を遂行するため次の事業を行う。

- (1) 第 22 回日本看護医療学会学術集会 (22JSNHC) の開催
- (2) その他、本会の目的達成に必要な事業

(公告の方法)

第 5 条 本会の公告は、電子公告によって行う。

### 第 2 章 役 員

(役員)

第 6 条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 企画委員長 (学術集会会長) 1 名
- (2) 企画委員 20 名以内
- (3) 監事 2 名

2 企画委員のうち 1 名を企画委員長とする。

3 企画委員のうち 1 名を事務局長とする。

(役員を選任)

第 7 条 企画委員長は、役員候補者を選び、企画委員会において選任する。

(役員任期)

第 8 条 役員任期は、企画委員会承認後から 2021 年 3 月 31 日までとする。

(役員職務)

第 9 条 役員は次の職務を行う。

- (1) 企画委員長は、本会を代表し本会の業務を統括する。
- (2) 事務局長は、企画委員長を補佐し、企画委員長に事故があるときはこれを代行する。
- (3) 企画委員は、企画委員長を補佐し、業務を執行する。
- (4) 監事は、企画委員長の職務の執行を監査する。また、監事は、いつでも、企画委員長

- に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産状況の調査をすることができる。  
(5) 企画委員で6の部会を組織し、各部会員の1名を部会長とする。

### 第3章 学術集会

(学術集会)

第10条 本会は、2020年9月19日に学術集会を主宰する。

(学術集会会長の職務)

第11条 学術集会会長は、学術集会の運営及び演題の選定などについて審議するため、企画委員会もしくは部会長会議を開催する。

### 第4章 会計

(収入)

第12条 本会の収入は次にあげるもので構成する。

- (1) 学術集会参加費
- (2) 本会事業に伴う収入
- (3) 寄附金品
- (4) その他

(収入の管理)

第13条 本会の収入は、企画委員長が管理し、企画委員のうち経理責任者が補佐する。

(経費の支弁)

第14条 本会の経費は、収入をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第15条 本会の事業計画書及びこれに伴う収支予算書は、企画委員長が作成し、企画委員会の承認を受けなければならない。

(事業報告及び収支決算報告)

第16条 本会の事業報告及び収支決算書は、学術集会終了後の3箇月以内に企画委員長が、収支決算書を作成し、監事の監査を受け、企画委員会の承認を受けなければならない。

(余剰金の処分)

第17条 本会の収支決算に差益があるときは、企画委員会でその使用用途を審議する。

(会計原則)

第18条 本会の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計原則に従う。

### 付 則

1. 本規約は、2019年9月15日より実施する。